**高知県食肉処理施設整備推進事業費補助金交付要綱**

（趣旨）

第１条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第７号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県食肉処理施設整備推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助目的）

第２条 県内の畜産業の振興及び食肉加工による畜産物の高付加価値化並びに地産外商の強化及び県民への安全・安心な食肉の供給を図るため、高知県新食肉センター整備推進協議会及び高知県食肉センター株式会社（以下「補助事業者」という。）が実施する食肉処理施設整備事業及び食肉処理施設整備推進事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

（補助対象経費及び補助率）

第３条　補助事業の補助対象経費及び補助率は、別表第１に定めるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第４条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第１号様式による補助金交付申請書を１部知事に提出しなければならない。

２ 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

（補助金の交付の決定）

第５条 知事は、前条第１項の規定により補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該申請の内容を調査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定し、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

第６条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(１)　補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して５年間保管しなければならないこと。

(２)　補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第２条に規定する補助目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(３)　取得財産等のうち、規則第19条第１項第２号の規定により知事が定める機械、重要な器具等は、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超える機械及び重要な器具等（以下この条において「施設財産等」という。）とし、補助事業者は、取得財産等について、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数を経過するときまでは、知事の承認を受けないで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

(４)　知事は、補助事業者が施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができること。

(５) 補助事業の実施に当たっては、別表第２に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。

(６)　補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。

（７） 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（８） 補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないことを確認した上で決定すること。

　(９)　補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号の条件を付さなければならないこと。

（補助事業の変更等）

第７条　補助事業者は、補助金の交付の目的を達成するため、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に別記第２号様式による変更（中止・廃止）承認申請書を１部知事に提出して、その承認を受けなければならない。

（１）総事業費又は補助金額が増額となる場合

（２）補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

（３）補助金額の20パーセントを超える減額となる場合

（４）補助事業の重要な部分に関する変更を行う場合（必要に応じ事前に知事に協議すること。）

（補助金の概算払の請求）

第８条　補助事業者は、補助金の概算払を請求しようとするときは、別記第３号様式による概算払請求書を１部知事に提出しなければならない。

（繰越しの承認申請）

第９条　補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、第３条に定める事業について繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

２　補助事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第４号様式による補助金繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（実績報告等）

第10条　補助事業者は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了後30日を経過した日又は当該年度の３月31日のいずれか早い日までに別記第５号様式による実績報告書を１部知事に提出しなければならない。ただし、これにより難い場合は、翌年度の４月15日までに提出しなければならない。

２　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、前項の実績報告書の提出に当たり、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになったときは、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　第４条第２項ただし書の規定により補助金の交付を申請した場合において、第１項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したときには、その金額（前項の規定により減額した補助事業者にあっては、その金額が減じた金額を上回る部分の金額）を別記第６号様式による消費税仕入控除税額等報告書により、速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条　知事は、前条第１項の規定による報告を受けた場合は、報告書の書類審査及び必要に応じて現地調査を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定内容に適合すると認めた場合は、交付すべき補助金額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

（遂行状況の報告等）

第12条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（グリーン購入）

第13条　補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

（情報の開示）

第14条　補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成２年高知県条例第１号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第６条第１項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

附　則

１　この要綱は、平成30年７月９日から施行する。

２　この要綱は、令和２年５月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第６条、第10条第３項、第12条及び第14条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附　則

　　この要綱は、令和元年７月29日から施行する。